

「保育提供体制の確保のための実施計画」について

1. 経緯

令和 8 年度以降、国からの財政支援を受けるには、「保育提供体制の確保のための実施計画（以下、「実施計画」という。）」を市区町村が作成し、地方版子ども・子育て会議等への諮問・承認を得た上で、国へ提出することとされている。

本区では、国が指定する事業のうち、令和 8 年度においては、例年活用している「保育士宿舍借り上げ支援事業」、「都市部における保育所等への賃借料支援事業」等を実施することとしている。

ついては、国の財政支援を受けて事業を実施するために、子ども・子育て会議において、お諮りする。

2. 実施計画の内容

（1）令和 7 年度以降の保育需要と提供体制・・・【様式 1 - 1】のとおり

令和 7 ～11 年度の就学前児童数、申込者数、利用定員数について、令和 7 年度、令和 8 年度は実績、令和 9 年度以降は見込みを記載する。なお、第三期子ども・子育て支援事業計画において、就学前児童数（児童人口の推移見込み）、申込者数（需要量の見込み）、利用定員数（確保方策）を策定しており、就学前児童数と申込者数の見込みは支援事業計画のとおりである。利用定員数については、令和 8 年 4 月 1 日時点の実績に基づき、令和 9 年度以降は同数で推計している。

（2）地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策・・・【様式 2】のとおり

保育人材不足や多様化する保育ニーズへの対応、持続可能な保育施設運営支援の観点から、以下の事業を継続して実施する計画とする。

- ①保育士宿舍借り上げ支援事業
- ②都市部における保育所等への賃借料支援事業
- ③利用者支援事業（基本型）
- ④利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））
- ⑤一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）